

令和6年度 第5回教育本部理事会

令和6年(2024年)7月11日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>559 功労スノーボード指導者規程</p> <p>(目的・資格) 第1条 この規程は、スノーボード指導員又はスノーボード準指導員の資格を有し、取得後20年以上を経過し、当該年度の1月1日現在60歳以上の者で加盟団体長が推薦する者を、スノーボード指導員にあつては功労スノーボード指導員(以下、「功労指導員」という。)、スノーボード準指導員にあつては功労スノーボード準指導員(以下、「功労準指導員」という。))として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(推 薦) 第2条 加盟団体長は、第1条による有資格者の中から適格者を、10月31日までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあつては、有効なスノーボード指導者資格を保有していなければならない。資格が停止又は喪失している場合は認められない。</p> <p>(認 定) 第3条 功労指導員及び功労準指導員は、理事会において認定する。</p> <p>—(公 認 料)— 第3条の2 功労指導員及び功労準指導員の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を、本連盟へ納入しなければならない。</p> <p>(認 定 証) 第4条 功労指導員及び功労準指導員を証するため、認定者に認定証及びバッジ(実費配付)を付与する。</p> <p>(特 典) 第5条 功労指導員及び功労準指導員は、指導者研修会の出席義務が免除される。</p> <p>(資格の喪失) 第6条 功労指導員又は功労準指導員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 本連盟の規約に違反し、指導員としての体面を汚すような行為があったとき (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき</p> <p>(登録料の納期) 第7条 第1条に定める功労指導員又は功労準指導員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員</p>	<p>559 功労スノーボード指導者規程</p> <p>(目的・資格) 第1条 この規程は、スノーボード指導員又はスノーボード準指導員の資格取得後20年以上を経過し、当該年度の1月1日時点60歳以上で、加盟団体長が推薦する者を、<u>功労スノーボード指導者</u>(スノーボード指導員にあつては功労スノーボード指導員、スノーボード準指導員にあつては功労スノーボード準指導員)として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(任務)</u> 第2条 <u>功労スノーボード指導者は、スノーボード指導者の任務に加え、主として指導者の育成・指導を補佐し、助言を与える。</u></p> <p>(推 薦) 第3条 加盟団体長は、第1条に<u>該当する</u>有資格者の中から適格者を、10月31日<u>(土日祝日の場合は前営業日)</u>までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあつては、有効なスノーボード指導者資格を保有していなければならない。推薦時に資格が停止又は喪失している場合は認められない。</p> <p>(認定) 第4条 <u>功労スノーボード指導者</u>は、理事会において認定する。</p> <p>2 <u>功労スノーボード指導者</u>の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料<u>等</u>を、本連盟に納入しなければならない。</p> <p>(認定証) 第5条 <u>功労スノーボード指導者</u>を証するため、認定者に認定証及びバッジ(実費配付)を付与する。</p> <p><u>(指導者研修会の免除)</u> 第6条 <u>功労スノーボード指導者</u>は、<u>スノーボード指導者研修会の受講義務が免除される。</u></p> <p>(資格の喪失) 第7条 次に掲げる各号の一つに該当する場合は、<u>功労スノーボード指導者</u>の資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき (3) <u>功労スノーボード準指導員が、スノーボード指導員資格を取得したとき</u> 2 <u>本連盟の規約に違反し、功労スノーボード指導者としての体面を汚すような行為があったときは、理事会の決定により資格を喪失する。</u></p> <p>(登録料の納期) 第8条 第1条に定める<u>功労スノーボード指導者</u>は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料</p>	<p>文言整理</p> <p>任務を追加 指導活動ができることを明記</p> <p>語句整理 営業日基準とした</p> <p>推薦時に資格が停止または喪失している場合は認められないことを明確にした</p> <p>誤植の修正</p> <p>語句整理</p> <p>「特典」→「指導者研修会の免除」 語句整理</p> <p>534 公認スノーボード指導者検定規程第10条(2)の改正(スノーボード指導員検定の受検資格に功労スノーボード準指導員が追加になった)により、功労スノーボード準指導員がスノーボード指導員資格を取得したときは功労スノーボード準指導員資格が失効になる。功労スノーボード準指導員からスノーボード指導員になった者が、功労スノーボ</p>

